

# 熊本県公報

号外 第 28 号の 2  
平成 15 年 7 月 18 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康危機管理課) 1

### 本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
  - 1 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第9条第1項及び第11条の規定に基づく「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)」の一部改正に伴い、被災者に対する救助の程度及び救助業務従事者に対する実費弁償の程度を次のとおり引き下げることにした。
    - (1) 救助の程度
      - ア 避難所の供与  
100人1日当たり30,000円以内(現行31,000円以内)
      - イ 応急仮設住宅の供与  
1戸当たり2,468,000円以内(現行2,498,000円以内)
      - ウ 炊き出しその他による食品の給与  
1人1日当たり1,010円以内(現行1,020円以内)
      - エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与  
5人世帯49,800円以内等(現行50,900円以内等)
      - オ 災害にかかった住宅の応急修理  
1世帯当たり525,000円以内(現行531,000円以内)
      - カ 死体の処理(死体の洗浄、縫合、消毒等の処理)  
1体当たり3,200円以内(現行3,300円以内)
      - キ 障害物の除去  
1世帯当たり138,500円以内(現行141,000円以内)
    - (2) 実費弁償の程度  
医師及び歯科医師1人1日当たり17,600円以内等(現行17,900円以内等)
  - 2 施行日  
公布の日

### 規 則

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成15年7月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第41号

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県災害救助法施行細則(昭和52年熊本県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1(1)ウ中「31,000円」を「30,000円」に改め、同表の1(2)イ中「2,498,000円」を「2,468,000円」に改め、同表の2(1)ウ中「1,020円」を「1,010円」に改め、同表の3(3)アの表中

円	円	円	円	円	円
17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400
29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600

を

」

円	円	円	円	円	円
17,300	22,200	32,800	39,200	49,800	7,200
28,600	36,900	51,600	60,500	75,800	10,400

に改め、

同表の 3 (3) イの表中

円	円	円	円	円	円
5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400
9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400

を

円	円	円	円	円	円
5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400
9,000	11,900	17,000	20,100	25,300	3,300

に改め、

同表の 6 (2) 中「531,000 円」を「525,000 円」に改め、同表の 11 (4) 中「3,300 円」を「3,200 円」に改め、同表の 12 (2) 中「141,100 円」を「138,500 円」に改める。  
 別表第 2 のその 1 の表中「17,900 円」を「17,600」に、「12,300 円」を「12,100 円」に、「11,800 円」を「11,600 円」に、「17,800 円」を「17,400 円」に、「21,300 円」を「20,900 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。